

日立市郷土博物館 運営方針

1 施設と名称

「博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）にもとづく郷土博物館とすることとあわせ、科学博物館及び美術博物館的性格を持たせ、第2項に示す目的にそって、第3項に示す事業を行ない、市民の「教養と憩いの場」となる施設とする。

このことから、市民共有の文化施設としての親しみを感じるよう「日立市郷土博物館」という名称とする。

2 目的

日立市域の考古資料、歴史資料、民俗資料、産業科学資料、美術資料、自然資料などの調査研究を基礎として、収集・保管・展示し、あわせてこれらの資料についての情報サービス及び教育普及活動を行うことにより、これら各種資料の保護を図るとともに、市民がこれらについての知識と理解を深めることを目的とする。

3 事業

日立市郷土博物館の事業は、第2項に示す目的を達成することにあるが、これらの事業の運営にあたっては、そのいずれについても充実を期するとともに、有機的な関係をはかることに留意する。

4 展示

常設展示（部門別展示によって構成）、美術資料展示、特別展示その他とする。なお、展示については、全般的に教育的配慮をはかるとともに、とくに入門的な解説についても考慮する。

（1）常設展示「日立の歴史」「日立の民俗と産業」

ア 一巡して日立市域の歴史を知ることができるよう、時代の流れと特色を考古、歴史、民俗、その他各種資料によって総合的、立体的にわかりやすく展示する。このため、実物資料のほか年表、模型、図版、写真など各種の展示技術を駆使することに留意する。その際、展示の意図、内容については専門性を重視するが、解説などにおいて児童生徒も理解できるようなものにすることを配慮する。

イ 展示の時代的範囲は、原始古代から現代までとする。

ウ 展示の時代区分は、原始古代、中世、近世、近代、現代を基本とし、解説等には次のものを併用する。

旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、大和・飛鳥時代、奈良時代、平安時代、鎌倉時代、室町時代、安土桃山時代、江戸時代、明治時代、大正時代、昭和時代（必要に応じて南北朝時代、戦国時代などを併用する）。

エ 網羅的な展示を避け、各時代の本質をとらえた展示とする。

オ 狭い郷土史的視野にとらわれず、広く日本史、世界史との関連についても、各時代ごとに理解できるよう配慮する。

カ 展示資料は固定化させず、適宜資料の展示替えをし、流動性をもたせるよう留意する。

キ 常設展示「日立の歴史」「民俗と産業」をもつて、日立市郷土博物館の特色とする。

(2) 部門別展示（常設展示資料の詳細）

日立市域の特色をより具体的かつ詳細に理解できるものとするため、「日立の歴史」「民俗と産業」の詳細は以下のとおりとする。

ア 考古資料展示

日立市域の考古資料の展示を行なう。

イ 歴史資料展示

日立市域の政治・経済・社会・生活・教育・文化等に関する古文書及びその他の歴史器物の展示を行なう。

ウ 民俗資料展示

日立市域の衣食住、生業、信仰、年中行事など民俗資料の展示を行なう。

エ 産業関連資料展示

日立市域の歴史の中で、特に鉱工業都市への発達を中心とする近現代の歩みの特色を理解できるよう、鉱工業資料に併せ、農林漁業資料の展示を行なう。

オ 鉱物・地質資料展示

日立市域の自然的特色を理解できるよう、鉱物・地質に関する資料の展示を行なう。

(3) 美術資料展示（常設・収蔵品展）

近現代の美術資料を展示し、美術博物館的役割を担う。

(1) 特別展示

考古、歴史、民俗、美術などをはじめ各分野について、特別なテーマにより企画する特別展示を行なう。

5 資料収集

日立市域の考古資料、歴史資料、民俗資料、産業科学資料、美術資料、自然資料、その他市民生活の全般を理解するために必要な資料を収集する。

(1) できる限り一次資料（実物資料）を収集する。

(2) マイクロフィルム、コピー資料、画像データ、写真、拓本、模写、模型などを作成して資料を整備する。

(3) 日立市域の考古、歴史、民俗、産業、美術、自然などに関連する他地方の資料も広く収集する。

(4) その他日立市域の考古、歴史、民俗、産業、美術、自然などに関する調査研究に必要なものは、つとめて収集する。

6 収蔵・保管

(1) 収蔵資料の受入事務の効率化、合理化について考慮する。

- (2) 収蔵資料の保全管理の万全を図るよう留意する。

7 調査研究

- (1) 確実な資料の収集及び、有効な展示をするための調査研究を行なう。
- (2) 日立市郷土博物館の機能発揮のための調査研究を行なう。
- (3) 日立市域の考古、歴史、民俗、産業、美術、自然など全般にわたる調査研究を行なう。
- (4) 考古学上の発掘及び、文化財についての調査研究を行なう。

8 情報サービス

- (1) 一般来館者及び研究者が、収蔵資料を閲覧室において利用できるようにする。
- (2) 日立市郷土博物館として必要な基本的文献、図書を閲覧室に配架して利用できるようにする。
- (3) 考古、歴史、民俗、産業科学、美術、自然などに関する写真の一般利用に供する。

9 教育普及

- (1) 各種資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書などを作成し、頒布する。
- (2) 講演会、研究会を集会室等において開催するなど、市民の歴史・文化・自然を学ぶ機会を多角的に設けるとともに、学校教育との関連を考慮し、児童生徒の校外学習・調べ学習等への計画的な対応を行う。
- (3) 日立市域の歴史・文化・自然等に関わる自主学習を行う個人及び団体を支援し、積極的に館との共同研究等を推進する。

10 資料収集に関する留意点

資料の収集については、つぎのことに留意する。なお、収集とは購入、寄贈、寄託及び採集をふくむものとする。

- (1) 考古資料
 - ア 市内所有者（小中高校及び大学を含む）の協力をうるなどして、市内出土品をできるだけ広く収集する。
 - イ このほか、参考資料についても収集するよう考慮する。
- (2) 歴史資料
 - ア 古文書、その他行政資料、社会経済資料、生活、教育文化資料などを含むものとする。
 - イ 市内所有者及び諸機関、団体の協力を得るなどして、できるだけ広く収集する。
 - ウ 実物資料の収集が困難な場合は、カメラによる複写または写本（コピー）をもって収集する。
 - エ このほか、参考資料についても収集するよう考慮する。
- (3) 民俗資料
 - ア 市内所有者の協力を得るなどして、できるだけ広く基本資料を収集する。

イ 特に日立市域の特徴、特質をもつ資料を収集する（例：日立鉱山開発時の従業員の作業・生活関連資料、農漁村の作業・生活関連資料等）。

ウ このほか、参考資料についても収集するよう考慮する。

（４） 産業関連資料

ア 日立鉱山及び日立製作所の歴史的変遷を示す資料を、両企業及び市内所有者などの協力を得て収集する。

イ 農林漁業資料を、市内所有者及び諸機関、団体の協力を得て収集する。

ウ このほか、参考資料についても収集するよう考慮する。

（５） 美術資料

ア 市内外の所有者の協力を得て、広く収集する。

イ 美術資料については、作品の真贋、作品の質の確保、価格の妥当性、評価額の算定、当館の運営方針及び収集方針に適合するかの見極めが必要なため、平成8年に策定した「日立市郷土博物館美術資料収集方針」に基づき、市内外の有識者で構成する美術資料収集審査委員会で諮問し、その意見を聴取した上で収集する。

ウ このほか、参考資料についても収集するよう考慮する。

（６） 自然資料

ア 日立市域の自然的特色を示す動・植・鉱物資料を採集する。

イ 実物の採集が困難なものは、標本類等により収集する。

ウ このほか、参考資料についても収集するよう考慮する。

（７） 文献・図書

ア 市内所有者及び諸機関、団体の協力をえて収集する。

イ 実物の採集が困難なものは、写本（カメラによる複写、コピー等）によって収集する。

ウ このほか、必要と認められる文献、図書については努めて購入する。

11 日立市郷土博物館協議会の設置

博物館法第23条の規定にもとづき、日立市郷土博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として日立市郷土博物館協議会を設置する。

以 上